

教育再生実行会議 第3分科会
第4回議事録

教育再生実行会議担当室

第4回教育再生実行会議第3分科会 議事次第

日 時：平成27年2月4日（水）15:59～17:32

場 所：中央合同庁舎第7号館3F1特別会議室

1. 開 会

2. 有識者からのヒアリング

3. 委員意見発表

4. 自由討議

5. 閉 会

○鎌田主査 大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより「教育再生実行会議第3分科会」第4回会議を開催いたします。

本日は下村大臣、赤池大臣政務官に御出席いただいております。また、丹羽副大臣におかれましては、後ほど御出席いただける予定と伺っております。

まず、分科会の開催に当たりまして、下村大臣より御挨拶をいただきたいと存じます。大臣、よろしく願いいたします。

○下村大臣 教育再生実行会議第3分科会第4回会合に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には多用の中、御出席賜りまして誠にありがとうございます。

昨年末の第3次安倍内閣発足後、初めての第3分科会であります。引き続き私も担当大臣として教育再生に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

前回会議では、蒲島委員から熊本県の教育政策と教育投資についての御意見をいただき、国立教育政策研究所からは、教育投資の効果についてヒアリングを行いました。本日は一橋大学の佐藤教授及び土居委員から教育財源の考え方について、税制の観点からの意見発表をしていただければと思います。

昨年12月に発表されたOECDのレポートでは、所得格差が拡大すると経済成長は低下する。その理由の1つは、貧困層ほど教育への投資が落ちることにあるというふうに指摘されまして、この問題は先週の衆議院予算委員会でも取り上げられました。大体昨日で補正予算、予算委員会は衆参終わったわけではありますが、昨年と今年で大きく流れが変わってきまして、教育についての関心というのは物すごく高いのです。これはどこの政党、野党も、特に格差の問題なのですが、それについてはいろいろと経済成長とどう組み合わせるかというのは考え方が違う部分がありますけれども、全く共感するのは教育に力を入れる。こういうときだからこそ、教育における公財政支出をしっかりとやるべきではないかというのは、どこの政党も国会の中で今まで以上に主張してくるということで、我々にとっては大変な追い風になりつつあるという感じを持っております。

先日、トマ・ピケティさんが来日をされて、この中でも教育投資が必要だということをおっしゃって、資本主義の考え方についてはいろいろな意見があるかと思いますが、しかし、いずれにしても教育投資が必要だということに関してはそのとおりなことでありまして、この追い風を是非フォローにしながら、しかし簡単な話ではなくて、確かに教育における公財政支出、財源は必要だ。ではそれをどこでどう持ってくるのかということについては、相当政府全体の中でドラスティックな予算の組みかえ、逆に言えば予算カットも思い切って文科省も含めてですけれども、各省庁に求めなければいけない部分があると思いますし、行財政改革、その上で新たな財源として国民に、痛みをといいますが、負担を伴う部分があるわけですが、そういうことを考えると、これは教育再生実行会議の提

言そのものが政府全体の提言になるような力技をしていかなければ、ただ単に提言をして終わってしまうということであってはならない。これは政府とか政治家サイドの特に担当大臣としての思いでもありますけれども、そういうところにまでつなげていくために、今日の御議論もそうですが、第3分科会の御議論については、これまでも教育再生実行会議は鎌田座長のもとに、皆様との力でほぼ全てを実現していくということやってまいりましたので、特に今回のこの財源問題については、議論をしたらすぐそれが法律になるという話でもなくて、相当いろいろな力技が必要な部分がありますが、しかし、先ほど申し上げましたように世間がフォローの風をどんどん吹かしていただいている。国会でも必ず毎日のように出てきます。ですから是非これをうまく捉えて、大きなパワーになっていくようにしていきたいと思います。是非根本の議論のもとになるような御提言を取りまとめていただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○鎌田主査 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。本日は教育財源について、財政学の観点から議論を行うため、一橋大学国際・公共政策大学院、大学院経済学研究科の佐藤主光教授にお越しいただいております。

まず、佐藤教授から、次に土居委員から意見発表をいただき、その後、お二人の御説明への質問を含め、討議を行いたいと思います。

それでは、最初に佐藤教授より意見発表をお願いいたします。恐縮ですが、15～20分程度でお願いいたします。

○佐藤教授 本日はお招きいただきまして、ありがとうございます。

私のほうからは財政学の観点からということになりますけれども、教育と財源の関係についての一般的なお話をさせていただければと思います。続いて土居委員からもう少し具体案が御提示いただければと思います。

教育財源と言いましても、いろいろと話は尽きないわけでありますので、最初に今日のお話の位置づけを明確にしておきたいと思います。

教育財源と一言で言うときには、私達はマクロと呼んでしまいますけれども、総額の問題とミクロ、内訳の問題がございます。今日のお話は基本的にはその中でも新たな財源というところに焦点を当てていきたいということになります。具体的には税金、増税の可能性となってくると思います。どういう財源が必要になってくるのか、求められるかということ、それは教育をどのように位置づけるかということにもかかってくるかと思えます。

社会保障と税の一体改革におきましても、消費税と社会保障という、ある種、世代間の連携とか連帯とか、そういう観点から位置づけていたのに対応するものだと御理解ください。

では、学校教育はどのような位置づけがあるのかなという、これ自体は多様でございます、例えば1つはまさに経済成長の観点から。先ほど大臣からもお話がありましたように、格差というもの自体が人々から教育の機会を奪うとするならば、それ自体、ある種、

経済成長へのマイナス要因にもなりますし、逆に教育をちゃんと充実させていれば、それ自体が経済成長にもつながっていくということになるのかと存じます。

もう一つは公共政策。これはあくまでも公共サービスの提供として教育を位置づけることとなります。

今日のお話の主なところは、この社会政策、まさに格差是正のところに中心を置きたいと思えます。具体的なお話は何かといいますと、要するに貧困の連鎖というものをどうやって解消していくのか。事前的再分配と書いていますが、要するに貧困をどのように防止していくのか。そういう視点から教育機会の均等化を図っていくという、そのための財源として税というものを位置づけていきたいと思うわけです。

次のスライドで簡単に経済政策について触れていますけれども、仮に経済成長を促進するということで教育を位置づけるのであれば、例えば財源というのは基本的に成長を損なっては元も子もありませんので、よく私達財政学者は広く薄い課税という言い方をしますけれども、要するに経済成長を損なわないような形での税、具体的には消費税もそうですし、所得税であれば課税ベースを拡大した上で薄く広く課税するという、こういうスタンスが望ましいのではないかというお話になってくるわけです。

今日のお話は再分配ですので、もう少し税とこの再分配、そして教育との関係についてこのスライドで御説明をさせていただければと思います。再分配につきましても、私も所属しております、あと土居委員も所属しています政府税制調査会においても、税制自体においてもこの再分配機能を適切に発揮していく必要があるということは、長らく問題意識として持たれているわけであります。

もう一つは、これはこの間まとめられた報告書でありますけれども、経済社会の構造変化を踏まえて、ある種、これからは夫婦を形成し、子供を産み育てようとする若い世帯を重視した再分配が求められるであろう。こういう議論が取りまとめられてございます。つまり、税制改革の今の方向性といたしましては、税の中における再分配機能の強化を行うためには、所得税と相続税の見直しが必要であるということ。それから、子育て世帯を重視した政策的な配慮がこれからは求められているという方向性だと思います。

ただ、再分配の問題というのは課税だけで完結するわけではなく、まさに子育て世帯を重視ということであれば、給付という観点も大事になってくるわけであります。つまり、課税と給付は一体化して初めて再分配は完結するわけであります。教育というのはその中でもある意味、広い意味で給付に当たる。現物給付という言い方をしますけれども、現物給付に当たるのかなと思います。

つまり、1つの考え方といたしましては、教育と税の一体改革というものでありまして、要するに目的は何かといいますと、対象は教育全般であります。もちろんここでも議論があったと思いますが、幼児教育を含めてになりますが、その機能、まさに位置づけは何かといいますと、世代を超えた貧困の連鎖の解消。貧困の防止ということになってくるかと思えます。所得階層を流動化させる。まさにピケティなどが問題視していたのは、

所得階層の固定化なわけでありませぬ。再分配にとどまらず、経済を活性化していくという観点からも、この所得階層の流動化というのは非常に大事だと思ひます。

では、財源としてどういふものが必要かといひますと、再分配にかなう財源ということになりますので、具体的には所得税、特に累進的な所得税が求められるかと思ひますし、実は相続税なども具体的な財源になり得ると思ひます。

集めた財源ということであれば、これを1つは教育サービスの充実。現物給付というものゝを狭く捉えれば教育サービス自体です。物として教育サービスを提供していく。広めに捉えるならば、幼児教育の無償化とか授業料の軽減といったものの財源に充てていく。こういう仕組みがあり得るのかなと思ひます。

せつかく一体改革という言葉が出てきましたので、先般の社会保障と税の一体改革との関係でいけば、社会保障と税の一体改革は、財源は消費税、支出項目は高齢者3経費と子育て支援であったのに対して、教育と税の一体改革ということであれば、財源はまさに再分配にかなうということですから、所得税や相続税の強化、そして、その財源はここは子育て支援とかぶるところがあるのですけれども、幼児教育であるとか授業料の免除、学校教育の充実などに充てる。こういう一体改革のスキームがあり得るのではないかと思ひわけであります。

ただ、今の所得税をそのまま教育の財源に充てることになると、なかなか厳しい面があるといふのは、所得税自体が非常に課税ベースが今、狭いという問題がありますので、ある意味、この一体改革を行うということであれば、一方ではもちろん教育の提供体制の見直し、新しいスキームの創設といふのもあると思ひのですが、他方では所得税及び相続税の課税のあり方の見直しということも求められるかと思ひます。具体的には後でお話が出ると思ひますが、公的年金等控除も含めて様々な控除がありますので、こういったものを見直していくことで課税ベースを広くして、そして教育の財源を賄うという議論が必要になってくると思ひわけです。

相続税の話が出てきましたので、昨今、贈与税との関係を整理させていただいたのがこのスライドであります。今、政府が行っている政策はどちらかといひますと相続税の強化と贈与税の非課税枠の拡大となります。この贈与税の非課税枠の拡大といふのは、それ自体はむしろ家族の中での、おじいちゃん、おばあちゃんからお孫さんへの資金の移転、資産の移転となるかと思ひますが、他方では相続税を強化することで、もしこの財源をうまく教育に回すことができれば、今度は家族の枠を超えた所得階層の流動化、つまり再分配という形になるかと思ひます。この形で相続税の強化と贈与税の減税をある種うまく組み分けるといふ視点になっていくといひかなと思ひます。

これは今日直接お話することではないのですけれども、地方財政といふところでは、固定資産税の見直しも必要かなと。これは頭出しだけさせていただければと思ひます。

もちろん財源を構成するのは税だけではございませぬ。もちろん一方では自助努力の促進を支援する仕組みもなければなりません。例えば子供の教育のために非課税の貯蓄口座

みたいな、子供版NISAがそうだと思うのですが、そういったものを拡充していくこともあっていいですし、再チャレンジを支援するという点でいけば授業料をある種、所得税から控除してあげるとか、こういう形で自助努力の促進をさせるような税制も1つあり得るかと思います。

もう一つはもちろん100%民間資金を使うということで、PFIとかPPPの活用という形で収益事業と公共施設をうまく両立させるスキームも考えていく必要があるかなと思います。

これも取ってつけたような話になりがちですがけれども、ボランティアというものが本当は大事でありまして、地域では高齢者がこれから増えていきますので、こういう高齢者の方々を教育の現場にどうやって活用していくかという視点もあってよろしいかと思います。何て言っても高齢者は年金をもらっていますのでコストがかかりませんので、ボランティアですから、したがって、こういう方々をどうやって地域の資源として使っていくかという視点も本当は必要なのかなと思います。

つまり、ここまでの論点をまとめたのがこのスライドであります。前のはPFIの具体例ですので後で参考にしておいていただければと思います。要するに財源の割り当てといたしまして、今日の話は社会政策に特化しておりますので、3番目のボックスを見ていただければ結構なのですけれども、社会政策として考えるのであれば財源は累進的な所得税、もちろん課税ベースを広げた上でというものが大前提ですが、課税ベースを広げた上で累進的な所得税、それから、相続税。これを使って教育を通じた再分配を行いましょうということです。それで貧困の連鎖を解消しよう。それから、まさに子育て世帯を支えていこう。そういうことになるのかと思います。

税金以外の財源としましては、PPPとかPFIの利用、ボランティアの活用といったものもあると思います。

こちらのスライドでは、先ほど説明した例えば非課税の貯蓄口座をつくって教育資金を確保したらとか、社会人の教育投資を促すために、授業料をむしろ所得税から控除したらとか、そういう仕組みはこのあたりに位置づけられるかなという整理をしているところがあります。

ただ、もちろん課税ベースを広げるとか、所得税を強化するなんて言いましたけれども、要は平たく言えば増税するということです。増税するからには国民の皆様方からのというか、納税者からの理解が必要なわけでありまして。納税者からの理解ということでありまして、例えばこの増税した結果が一体どのような効果をもたらしているのか。例えば教育の効果って一体何なのかということをちゃんと定量化することと、ちゃんと情報開示をしていくということ。これは求められると思います。

やはり文科省さんは文科省さんの中で、今ある政策をちゃんと見直して、めりはりのある予算配分をして、それでもなおかつ足りない財源を求めるというスタンスが必要かと思っています。これからの改革は基本的にはビルド・アンド・スクラップ。国も財源がないので、やはりビルド・アンド・スクラップというのは基本でありますので、今ある政策や制度を

そのままにして新しい政策を行うという屋上屋を重ねる改革というのは避けたほうがよろしいのかなと思います。その上で足りない財源があれば、それを納税者の皆さんに負担として求めていくというルール、順番になってくるのかなと思うわけでございます。

このあたり、ちゃんと政策評価を徹底した上で、新たな財源を求めるというスタンスにしていかないと、なかなか国民の皆さんからの理解というのは難しいかなと思うわけです。

あと、先ほど大臣からもお話がありましたように、社会全体としましては一般論としては教育に対する理解というのは深いと思います。日本人はもともと教育に非常に熱心な国民性を持っています。ただ、教育という一般的な概念を、どういう形で教育が提供されていくのかという具体論になっていくと、こんなやり方でいいのとか、いろいろな異論、反論も出てくると思いますので、そこはちゃんとこのやり方だから効果があるんだということを見せていくということをしないと、なかなか教育に対する共感というのは得られないのかなと思うわけです。ここは一層の努力が必要かなと思うわけです。

大体お時間ですので、私の話は以上とさせていただきます。

○鎌田主査 どうもありがとうございました。

それでは、佐藤教授にはお席にお戻りいただいて、土居委員から意見発表をしていただきたいと思います。同じく15～20分程度でお願いいたします。

○土居委員 慶應義塾大学の土居でございます。今日はこのような発表の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は「教育財源確保と所得税」と題しまして、お話をさせていただこうと思います。

まず2ページ目ですけれども、先ほど佐藤先生からお話がありまして、消費税も非常に教育財源として今後生かす価値のある財源だとは思いますが、御承知のように今しばらくは税率引き上げを延期することになりました。さはさりながら、我が国の税制で後から申し上げるような所得税にまつわる問題がまだ残っておりまして、消費税の増税を延期するという刹那でありながらも、決して税制に何も手をつける必要はないというお休みの期間にするべきではなくて、むしろ改めるべきところは改めるならば、3つの大きな税目の1つである所得税に着目することは、1つ重要なポイントになると思います。

また、先ほど下村大臣から力技というお言葉もありましたけれども、税制を政治過程で進める上には、税制の論理に財源確保の必要性をいかに乗せていくかが非常に重要だと私自身も思っておりまして、そういう意味では所得税の改革の流れと教育財源の確保をどういうふうにマッチさせていくかを、少しここで御紹介させていただきたいと思います。

ただ、ややもすると若い人から取る所得税を形を変えて教育に手当することになれば、同じ世代で誰かの税負担が増え、誰かが負担軽減になるだけの話になってしまいます。我が国は御承知のように世代間の負担の格差が結構顕在化していますから、願わくば高齢世代の方々にも御理解をいただきながら、教育の充実のための財源を確保することは、すぐに来年、再来年ということにはならないのかもしれないかもしれませんが、長い目で見たときにはこういう方策にも説得を今から始めていくことは重要なことだと思います。

まず教育財源としての所得税ということでお話をさせていただく前に、今の我が国の所得税制において何が問題かをクローズアップしてみたいと思います。いろいろあるのですが、一番大きな問題は控除が手厚過ぎる。特に所得控除と言われるタイプの控除が手厚過ぎるために、累進税率は設けられてはいるものの、結局、課税される所得が少なくなってしまうと、所得再分配機能が弱っているところが我が国の所得税制の典型的な問題であります。もちろん格差是正のためには累進課税をもっと強化しようという声もあるのですが、我が国は幸か不幸か、所得控除が手厚いために累進課税を強化する前に、ここに手をつけることで事実上、高所得者からもより多く税負担をいただく可能性が余地として残されているのです。もちろん累進税率を上げるとはいろいろな副作用がありますので、その副作用のことを考えると、累進税率を上げる前に所得控除を見直すことから始めるほうが相当副作用は小さいと思います。

もう一つ、実は所得控除以前の問題として課税されていない所得、非課税所得と言ったりしますけれども、老齢遺族年金があったりして、それについて後で言及したいと思います。

どのくらい所得控除が手厚いかをあらわしたものが4ページ目であります。もともと所得税として課税対象となり得る収入を我が国で納税者はどれだけ稼いでいるかと申しますと、この数字で言いますと250兆円の収入、税法上で言うところの言葉は収入なのですが、収入を稼いでいます。それに対して、まず給与所得控除と公的年金等控除という、税法上は所得控除とは狭い意味では言わないのですが、控除されていて課税対象から外れる。それに加えて先ほど列挙しましたが、基礎控除、配偶者控除、扶養控除等々、所得控除が設けられていて、結局250兆円の収入に対して課税対象所得となるのは110兆円しかない。こういうような状態が我が国の実態であります。その110兆円に対して累進税率が課されるということでもあります。

控除の仕方は所得税制では、御承知の方には釈迦に説法ですが、税額控除という方法がもう一つあります。ところが、我が国の税額控除は4ページ目の右下に小さい字で書いてありますが、0.7兆円です。これは所得控除の額に比べればけた違いに小さい額しか実際は設けられていないということでもあります。

こういう中で累進税率、5ページですけれども、が課税されている。ただ、この累進税率も他の先進国に比べると限界税率、直面している税率がやや低いのです。60%の納税者は国の所得税の限界税率が5%です。累進税率は適用されているものの、実際は多くの人が高い税率で課税されている。痛税感ということ言うと、私達はそれなりに所得税をとられているという印象を持たれる国民は多いのですが、実際、自分が直面している税率は幾らかというと、自分が1万円より多く稼げば5%しか税金はとられないという意味の限界税率。その程度の低い税率であることは事実であります。

後で詳しく言及する扶養控除についてでありますけれども、扶養控除は今、児童手当の財源の捻出ということもあって、15歳以下は控除がなくなり、16歳から18歳までは所得控

除の額が小さくなるという改革が行われました。引き続き16歳以上の扶養控除は残っています。

所得控除の問題点として、なぜその所得控除が手厚いと所得格差是正効果が小さくなるかを図解しているものが7ページと8ページの図であります。

例えば10万円の所得控除が設けられたといたします。そういたしますと、もしこの10万円がなければ課税対象となる所得が10万円増えるので、自分が直面している限界税率分だけ多く税金を払わなければいけない。こういう計算になります。したがって、限界税率の高さに比例して、この所得控除によってどれだけ税負担が軽減されるかということが決まるという仕組みになります。そういたしますと、例えばより低い所得の方が10%の税率に直面し、中所得の人が20%の税率で、高い所得の人が30%の税率に累進課税で直面しているといたしますと、この同じ10万円という所得控除で、所得控除の与え方という意味ではみんな平等なのですけれども、実際に税負担はどれだけ軽減されたのかというと、低所得の方は1万円で中所得の方は2万円で、高所得の方は3万円という形で税負担軽減効果は高所得者ほど大きい。こういう形になるというのが所得控除であります。

所得控除自体、別にこれがあるから一切すべきでないということを申し上げたいわけではありません。けれども、OECDからも我が国の所得税制が所得格差是正に果たす機能は小さいという指摘もなされていたりいたしまして、我が国の所得税による所得格差是正効果は、他の先進国に比べても小さいほうだということは世界的にも有名な事実としてあります。そういう事実があるとすれば、先ほど御紹介したような所得控除の大きさと、所得格差税制効果が小さいことの、この2つ、表裏の関係ですけれども、これらを改めていくことは考えられるだろうと思います。

ただ、全く控除しないわけにもいきませんので、もう少し所得格差是正効果を考慮した控除の仕方を考えると、もう一つのタイプである8ページの税額控除という方法があるということでもあります。これは字のごとく、税額控除が設けられることによって誰も皆同じ金額だけ税負担額が小さくなりますから、より高所得者の人も同じ金額となり、それだけ多く税を払うことで、より所得格差是正効果が働く。こういう形になります。いろいろな意味で我が国では税額控除は先ほど御紹介したように、そんなに多用されていないのが実態であります。

先進国を見ますと、当然こういう効果があることを踏まえた上で、近年、税額控除化を進めています。勤労税額控除とか、児童税額控除とか、いろいろな世帯の類型に応じた税額控除が設けられて、それが実際に適用されているわけであります。

ただ、税額控除も限界があります。それは、所得税の課税最低限以下の世帯に対しては、今の日本の税体系では全く何の効果もないということです。プラスにもマイナスにもならないのであります。確かにより累進課税で格差是正をしたいということで、理想的にはきつい累進税率で所得税をしっかりとれば、確かに所得格差是正になるのでしょうかけれども、あいにく今の実態は、9ページの真ん中の下のほうにありますように、年収が大体2億円

あたりを境にして、税負担率がむしろ下がるという現象もあつたりします。なので、所得税の累進税率一本やりで累進課税が必ずしも実現できているわけではないということ。それから、先ほど申し上げたように控除の使い残しがありますので、その分だけ低所得者に対する再分配効果は小さい。こういうことになります。

そういうことで私が思うのは、9ページの右上のところ、より現実的には消費税をとられていることまでもカウントに入れると、累進課税をしっかりとるというよりかは、むしろある程度緩やかな累進税率にしておきつつ、税額控除に変えて、所得格差是正効果をそれなりに発揮させつつ、今、所得控除でより高所得者から税がとれていない部分を財源として低所得者に対する給付等に回すことが考えられるのではないかと思います。

ところが、所得税制を通じた給付になりますと、いろいろ税法学者の先生方からも、そんなことは憲法上、許されるのかとか、ないしは税務署に給付の事務をさせることができるのかという、そういう疑義も実際には呈されている。諸外国はそれを乗り越えて実際に給付を所得税制で行っていたりするのですけれども、マイナンバーが導入される前でもあって、我が国ではなかなかそこまでリアリスティックにこの議論がされない面があります。そうならば、少し発想の転換ということで教育を通じた手当ないしは給付を考えれば、結局窓口が税務署でなくてもいいということになります。実際には低所得世帯に対して教育を通じた給付をすれば、先ほど申し上げたような課税最低限以下の世帯に対して、より格差を是正する効果が発揮できると考えられます。

ただ、どういう形で先ほど申し上げた所得控除で格差是正効果が小さくなっていることを改めるといふ話と、この教育における給付をマッチさせるかが、まさに大臣おっしゃるような力技というようなところにも通じてくるのかなと思います。

1つ説得のきっかけになると思われるのは、まず、今、実際にその恩恵を受けている年齢層の方の控除を、そっくりそのまま給付にすることにしてはどうか。例えば16歳から18歳、ちょうど高校生に当たりますけれども、先ほど御紹介したものですけれども、彼らに対する扶養控除を縮減、廃止することによって得た財源を、彼らの中でより低所得の世帯の高校生の授業料の減免ないしは奨学給付の拡充という形で給付することにすれば、事実上、課税最低限以下の方でもその恩恵が受けられることがあり得るのであります。

もちろん、その分だけ、先ほど御紹介したような意味で、所得控除が小さくなるわけですから、より高い限界税率に直面している方には事実上の増税ということになります。けれども、所得格差是正という所得税の重要な機能をより強く発揮させる。少なくとも変な言いわけですが、累進税率を上げられるよりかはましという言い方もできるのかなと思います。つまり累進税率を上げることになりますと、先ほども御紹介したように、今、稼いでいる所得からより多く1万円稼ぐと、その1万円に対して何パーセント税率をかけられるかという限界税率でみて、1億円稼いでおられる方が追加的に1万円稼ぐとなると、例えば5,000円は税金で持っていかれることになります。すると、わざわざ追加的に働こうという意欲が損なわれることになります。しかし、ここではあくまでも所得控除を見直すと

ということです。限界税率を上げないで所得控除を見直すことになれば、限界税率は今のままでけれども、限界税率を上げられることに比べれば働く意欲が減退することがより小さくなる。例えば30%なら30%のままであれば、30%分はもちろん控除がなくなったことによる増税にはなるけれども、50%に税率を上げられるよりかは30%の税率のままで所得控除がなくなるほうが、まだダメージは小さいのです。

ついでに特定扶養控除、19歳から22歳、これはちょうど大学生に相当しますけれども、大学生の控除見直しに合わせて、大学生に対する給付型奨学金の拡充だとか、低所得者の世帯の学生の授業料減免に変える。

それから、配偶者控除は参考のために11ページに政府税制調査会でまとめられた議論を要約して載せておりますけれども、幾つか見直し案がありながらいろいろな意見が出ておりますので、これが理想的だと1つに絞り切れずいろいろな価値観がありますが、何らかの配偶者控除の見直しを通じて、ちょうど夫婦で子供を育てているとみるならば、幼児教育の無償化の財源になることも、1つの還元の仕方として考えられるのではないかと思います。

ちなみに、政府税制調査会、11ページのスライドですけれども、左下に※印がありまして、政府税制調査会で並列的に提示しているのですが、どれが一番いいとか何も言っていないのですが、そこにはその3つプラス2つ、5案出しているのですけれども、5案それぞれに控除の見直しに伴い子育て支援を拡充という言葉が政府税制調査会の文言の中にも盛り込まれておりまして、子育て支援の拡充の1つの方法として幼児教育無償化はあるかもしれない。

ここまでは冒頭申し上げたように、若い世代の所得税の取り方を改めることを通じて、教育財源を確保するという形になっています。

そうは言っても、もっと高齢世帯、世代を超えて教育財源を確保する方策はないのかということで、所得税制に着目したところでは、1つ公的年金等控除の見直しがあると思います。ただ、公的年金等控除の見直しはややもすると高齢者の大きな反発を生むということで、これまでも全くと言っていいほど手つかずで、平成の時代ずっと来ているわけです。けれども、私は1つアイデアがあるのではないかと思いますのは、安倍内閣になりまして給与所得控除に上限を設けて、その上限を引き下げるという形で年1,000万円以上の給与所得を稼ぐ方は、この給与所得控除はそれ以上増えないという上限を設ける形で税制改正が行われております。これにならえば公的年金等控除を縮減するというと、あたかも年金収入が100万とか200万という高齢者の方々を狙い撃ちするように増税すると聞こえがちなのですが、低所得者のほうから増税するという話をすれば当然、批判が出る、反対に遭うと思います。

むしろ逆で、高所得の年金収入の方、例えば年500万円以上の年金をもらっておられる方には、公的年金等控除の上限を頭打ちにする。実は今は青天井で、年金収入が増えれば増えるほど公的年金等控除の額は上がっていく。もちろん比率は下がっていくのですけれど

ども、上がっていく。

実は12ページにありますように、年金収入だけで年500万円ぐらい稼いでおられる方は、ほぼ半分ぐらいは課税対象から外れているというぐらい、実は公的年金等控除が設けられています。そういう意味では、公的年金等控除の縮減は、低所得の方から始めるよりも、高所得の方から始めていくことにすれば、まずは一旦控除を小さくして、課税対象に含めていただいて、その上で幾ら税額を払っていただくかという形になろうかと思えます。そういうところでしかるべき財源が確保できれば、これを教育財源にと御理解をいただくべく、議論を進めていくこともあり得るかなと思えます。

ただ、公的年金等控除を小さくすることになりますと、その財源をより低所得の高齢者に回す。同じ世代の中で増やした財源を手当しようと言われるおそれもありますので、ここはうまく議論を持っていかないといけないところと、教育を世代を超えて支え合うというようなニュアンスは必要かと思えます。

最後にもう一つ、老齢遺族年金があります。若い方で遺族になられた方に対する年金給付となる遺族年金に対して課税しろということを申し上げたいわけではりあません。端的に65歳以上と言ったほうがいいと思えます。いずれ人間は宿命的に生を終えるわけですから、夫婦でいればどちらかが先に亡くなるのが通常は宿命的だと思います。そういうことであれば、その年金、もちろんしっかり給付はすべきなのですけれども、今の老齢遺族年金の仕組みは夫がより多くもらっていたら、その分に対しての老齢遺族年金は非課税になってしまう仕組みであります。

例えば(1)か(2)かどちらが多いほうという計算方法になるのですが、実際は左側の(1)の計算方法のほうが多いので、(1)が採択されるというのが13ページの例なのです。ここでもし御本人だけで167万円年金をもらっていた方は全額課税されるに対して、妻が亡くなった夫がもらっていた分を老齢遺族年金という形でもらえると42万円分は非課税になる。実際には125万円、77万と48万の合計しか課税されないということで、同じ課税前の年金収入をもらいながらも、課税されるのとされないのがあって、同じ高齢者でも所得税の額が違ってくるといふ違いが出てしましまして、そういう不公平もあったりいたします。こうした不公平は改めるべきで、それにより課税されることになったからといって直ちに巨額の所得税を払えということにはなりません。こういうところを改めることを通じて、財源は確保できると思えます。

私からは以上です。

○鎌田主査 ありがとうございます。

ここで大臣が次の公務に移られる時間が近づいてまいりましたので、御感想などございましたら一言お願いできればと思います。

○下村大臣 今、教育再生実行会議は第1、第2、第3分科会に分けて議論していただいております。第2分科会は来月ぐらいに提言を出してもらう予定になっておりますが、第3分科会は幅広い議論の中で、また、この議論を通じて教育再生実行会議だけでなく、

先ほど申し上げましたように今国会も予算委員会等で貧困問題、格差問題の中で、この連鎖をさせないためには教育における投資が必要だというのは政党、党派問わず国会におけるコンセンサスになりつつあるような議論になっておりますので、是非そこにいろいろな国会議論にも資するような、それをどんどん出せるような形で活発に議論していただきながら、マスコミも取り上げてもらうことによって、ここだけの議論ではなくて、国民的な議論に広げることによって政府全体で流れをつくっていくことができれば、大変ありがたいと思いますし、是非そういう観点からもいろいろとここだけでなく、税の専門家の先生方たくさんいらっしゃいますので、メディア等を通じて発信をしていただくことも含めて、バックアップしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○鎌田主査 どうもありがとうございました。

それでは、大臣はここで退席されます。どうも大変お忙しい中ありがとうございました。

(下村大臣退室)

○鎌田主査 それでは、佐藤先生、土居委員の御説明への質問も含めまして、委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。御意見のある方は挙手をお願いいたします。貝ノ瀬委員、どうぞ。

○貝ノ瀬委員 ありがとうございました。よくわかりました。

前に北欧を訪ねる機会があったですけれども、あちらは税率が非常に高く消費税なども相当高いのですが、市民の方に聞いてみましたら、そんな抵抗感はなく、結局最後まで面倒を見てくれるのだからということ、つまり政府を信頼していると言うのです。高い税金を払ってもきちんとやってくれるだろうという信頼関係というか、そういう面で考えると、更に増税ということでの理解で佐藤先生からもお話がありましたけれども、そういう意味ではもっと信頼感が必要です。そして税金が私達は取られるというイメージになっていますね。申告して払うというよりも。そういう考えをどこかで意識を切りかえていく必要かあると思うのです。

例えば私は今、武蔵野市に住んでいるのですけれども、武蔵野市と三鷹市と小金井市の3つの税務署が所管しているところで、租税教育研究協議会、推進協議会というものをつくられているのです。これは全国であちこちつくられているらしいのですけれども、これは文科省所管ではなくて、税務署のほうでやっているのですが、私なども呼ばれていろいろ話をしますけれども、ある意味では形骸化している。税の作文か何かを集めて、そして賞を与えて、消費税に賛成するような作文はみんな1等とか、ちょっとそれは言い過ぎですけれども、そういうような仕組みもあるので、そういうものを更に文科省の協力を得て、しっかりと税に対する理解というものを深めるような、時間のかかることですが、そういうことも必要なのではないかと思います。

もう一つ、土居先生は控除の見直しということで、大事なことだと伺いましたけれども、同時に佐藤先生の9ページにあるのですが、いわゆる応益課税としてのというふうな、つまり様々優遇の税制というものがあるわけで、それはいわゆる所得の控除も大事ですけ

れども、例えば不動産等の住宅などについての税制について優遇措置がある。佐藤先生のお話だと、小さい住宅をつくれればつくるほど税制が控除されて優遇されるので、どんどんそういうものをつくっていくということで、小さい住宅をたくさんつくることによってまた優遇されることなども見直していく必要があると思うのです。そういうきめ細かく優遇されている様々な広がっているものをしっかり見直すことによって、税収を確保していくようなことも必要なのではないかと思うのですが、その点、佐藤先生どうでしょうか。教えていただきたいと思います。

○佐藤教授 御指摘ありがとうございます。

一般論として、教育の財源に限らないのですけれども、先ほど委員からも話がありましたように、所得税を含め課税ベースがかなり侵食されているという事実があります。法人税も似たような問題があって、租税特別措置とか、そういうものがある。あと、固定資産税につきましては小規模住宅に対する優遇措置は負担が6分の1になったりするのです。そういったものがありますので、まずはそういう穴といいますか、課税ベースの穴をどうやってふさいでいくかという、この指摘はあっていいと思うのです。

あと、実はよくこういう税金を取って給付をしましょう。それは現物であろうと現金であろうと、こういう話をすると給付と言った途端にばらまきではないかという議論が出てくるのですが、でも減税したり控除を広げたりするのもある意味ばらまきの部分があるのです。ただ、それが表に出るか裏に隠れているかの違いであって、やはり裏に隠れているそういうばらまきの控除というのは時代の役割を終えているものもあるのです。公的年金等控除も実は昔はあれでよかったのかもしれないのですが、これだけ高齢者の方が増えて、彼らを支えるための財政ニーズが高まっているときに、今のままでいいんですかという議論は本当にありますし、小規模住宅も昔は住宅をつくらなければいけなかった時代なので、必要だったのです。でも時代が変わりましたので、むしろ大き目の集合住宅をつくったほうが土地の有効利用につながるとか、商業施設を併設したほうがいいとか、こういった議論もありますので、そういう役割を終えた控除というのは縮減していく形で財源を確保していく。その財源の使い道として未来への投資という形で、あるいは貧困の連鎖の防止という観点で教育に充てたらいかがですかという形で提案すれば、ある種、国民からの理解というか納得はある程度は得られるのではないかと思うのです。

○貝ノ瀬委員 ありがとうございます。

○鎌田主査 松田委員、どうぞ。

○松田委員 佐藤先生、土居委員、ありがとうございます。大変勉強になりました。

では意見と質問など4点お話させてください。

1つ目は佐藤先生と土居委員からの御報告を伺いますと、世代内と世代間の両方における所得の再分配というものを同時に進めていく必要があると改めて認識しました。私は少子化のほうから見ていて、まず世代内の再分配に関しましては、扶養控除の見直しというのは非常にあり得ると思います。そこでですけれども、特に土居委員の6ページのスライ

ドですが、かなり今、子供の年齢別の扶養控除見直しはされましたが、特定扶養控除がまだ残っております。ちょうどこれが思想として一番お金がかかる時期であるからということでしょうが、逆に言いますと、ここに高等教育費の負担があるわけですから、この部分を高等教育費あるいはその現物に置きかえていくというのが、これは格差是正にもつながると思いました。

私はいつも少子化に関して発言しておりますので、自分の意見を言うておきますと、配偶者控除の見直しは慎重にという立場です。実際にそれを利用している世帯は子供を育てている世帯、典型的家族であるからです。ただし、それが、子育て世代の経済的負担を軽減することになるような見直しであれば、私は必要だと思います。

次ですが、世代間の負担是正というものが必要ではないかという意識を、土居委員の報告を聞きまして更に強くしましたが、所得税と言いますと、やはり若い世代の負担が多いというもので、国全体を見るとシニア層から子育て世代への所得の移転が必要かと思えます。その上で土居委員から御提案のありました公的年金等控除、非常に私も賛成です。

質問なのですが、他に何か手はないのでしょうか。これをやった上で、つまり所得税の範囲内で高齢者から何かもう少し御負担いただくような措置というのはないだろうかというのをお尋ねしたいと思えます。といいますのは、先ほど500万以上と区切られましたが、恐らく500万以上の所得のある高齢者はそれほどいないような気がしますので、もう少し広く取れるものはないのか。

最後1点は感想です。佐藤先生から教育の公的役割の国民への訴求が必要であるということでしたが、私もそう思いました。そのためには前々回、御報告させていただきましたけれども、実証的に公的役割をもっと訴えていくことが必要です。訴えるべきポイントが今までの議論の中で幾つか出てきたように思います。4点恐らく最低限あるのだと思えました。1つは格差是正。2つ目は経済成長、豊かさ。3つ目は私が申し上げている人口再生産。最後4つ目は社会統合というものがあるのではないかと。余りに格差が広がる社会は社会統合が難しくなって社会が安定しない。今、ヨーロッパがそうですが思いますが、こうした教育の役割というものをしっかり訴求していくことが、長い目で見て教育への理解を得ていくために必要かなと思いました。

以上、感想です。

○鎌田主査 ありがとうございます。

では、土居委員。

○土居委員 御質問どうもありがとうございました。

まさにおっしゃるとおりで、世代内の問題と世代間の問題でいろいろ改めなければいけないところがあると思えます。それで世代間の話で高齢者のところで御質問がありまして、確かに年500万円と言ったのは、まずそこから始めればまだ理解が得られると思ったからで、500万以下は課税すべきでない、控除を減らすべきでないと申し上げたわけではありません。

年500万円という数字はいみじくも今、医療費で現役並み所得を持っている高齢者に対し

て、窓口負担が現役並みの3割負担にするラインと近いラインでありまして、その対象となる高齢者は高齢者の中の何パーセントかというところと7～8%ぐらいしかいなくて、おっしゃるような500万円の年金収入を得ておられる方はそんなにはたくさんいらっしゃらない。やはり100万、200万あたりの年金収入を受け取られる方のほうがマジョリティであります。

もちろん若い人も負担を分かち合うのであれば、ある程度の高齢者の方々に御負担をお願いできるまで、公的年金等控除の縮減を進めていかなければいけない。確かに経済学者が余り政治的実現可能性を気にせずに議論するとき、せめて公的年金等控除は給与所得控除並みの手厚さに縮減すべきだという立論の仕方をします。つまり同じ収入なのに給与所得の形で得た収入と、年金収入の形で得た収入とであらかじめ引かれる控除の額が違うのはおかしいではないか。お金に色はないのだから。更には高齢者でも働いておられる方は給与収入を得ておられて、それでプラス年金収入があるという方は、別々に控除が適用されるのはおかしいではないか。そういう話があります。なので、控除をある種統一化というか、公的年金等控除と給与所得控除の違いをなくす方法を考えたらどうだという立論があります。

確かにそれは論理的には理解できるのですが、明らかに私のスライドの12枚目のところにあるように、120万円までの方は100%控除されているので、実はそこが給与所得控除は65万円がミニマムですので、65万円と120万円の差というところが一番公的年金等控除と給与所得控除の違いの大きいところになります。そうすると典型的に低所得の年金収入の方々に控除を減らすと言っていることと同じ意味になってしまう。今までそういうふうに経済学者がプレゼンテーションしてきたこともあって、公的年金等控除縮減イコール低所得者への課税強化だと勘違いされる。なので、私はそこから入っていくのではなくて、高所得のほうから入っていったほうが良いと申し上げた。

それから、他に何かあるかというところ、私はこればかり言っているわけではないですが、13ページの老齢遺族年金だと思います。これは幸いと言うべきか、高齢者の中でも不満があるのです。高齢者の中でも同じ収入をもらっている単身高齢者なのに、なぜ私のほうがたくさん税金を払わなければいけないのよと。おまけに医療保険、介護保険も同じ収入と思われるおばあさんは老齢遺族年金としてもらっているから払わなくて、私は自分で稼いで払っている年金をもらっていて、保険料も払わなければいけない。何よこれ、という不満が実際に高齢者の中にあります。そこに、さすがにフェアに負担を分かち合いましょうという話で世代内の問題にフォーカスを当てていただいて、そこからもう一声、世代間での負担の分かち合いという議論へという導き方はあり得るのかなと思っております。

○鎌田主査 北山委員、お願いいたします。

○北山委員 ありがとうございます。

今日のお話は、所得税や相続税など、個人が対象のものが中心だと思うのですが、法人も含めた寄附税制について申し上げます。私が委員を務めている文科省の運営費交付金の在り方に関する検討会でも、寄附税制が論点の一つとなっています。例えば、課税ベース

を広げる観点で各種控除を見直す一方で、日本で目的税として教育税を導入するハードルが高いのであれば、例えば一定の教育機関に対する寄附については何らかの税額控除を認めるなど、教育に紐付きの形での税制優遇も考えられるのではないのでしょうか。公益法人の扱いなど、難しい論点もあると思いますが、寄附文化をもっと根付かせるためにも、寄附税制の見直しも検討する必要があるのではないかと思います。

○鎌田主査 まず佐藤先生からお願いします。

○佐藤教授 まさにもう一つ、税金に頼らない財源としてあり得るのは、私は寄附金でありまして、その寄附金を促すために、税としては例えば所得控除なり税額控除なりという形で促進するというのは1つのアイデアだと思います。

実際に例えばふるさと納税が実はそれでありまして、盛り上がっていますがけれども、特産物をもraitたいがばかりに、モチベーションは不純なのですが、入口としてはそんなに悪いことではないかもしれないということなので、1つのやり方としましては、ああいうふるさと納税的なものを少し増やしていく。いみじくも例えばあれは地方に対するものです。主に地方に対するものですので、例えばその地方の教育の再生とか、特に地方の大学とか、こういったところをターゲットにした形でやれば、今、話題の地方創生とも絡められますので、ある種やりやすいかなと。もちろん企業を対象に寄附ということであれば、企業は特に高等教育というか大学の研究機関とかに寄附しますので、そういったところはもちろん首都圏とか都市圏の大学を対象にしたということであれば、そういう法人税のところで寄附の枠を広げるというやり方もあり得る。

○北山委員 私どもの社内でも教育財源を確保する方策について、ここ数日議論をしていたのですが、そこで出たアイデアの一つに、佐藤先生が仰ったような、ふるさと納税の話がありました。例えば、自分の出身校でなくてもいいと思うのですが、ある大学に寄附した場合に、ふるさと納税ですとお米やみかんなどの特産品が贈られるわけですが、それと同じように無料で好きな授業や、コースを受講できれば、社会人の学び直しにも繋がるのではないかと思います。あくまでアイデアの段階での話なのですが、ちょうどふるさと納税の話が出ましたので紹介させて頂きました。

○鎌田主査 土居委員、どうぞ。

○土居委員 佐藤先生がおっしゃるとおりです。

あと1点だけつけ加えさせていただくと、ふるさと納税は他の寄附金と比べてより手厚く税額控除が行われていて、私はふるさと納税を悪く言いたくないのですが、ややもするとふるさと納税にバイアスがかかっている。同じ寄附をしたいといえども、ふるさと納税のほうがより手厚く控除が受けられるので、他の非営利団体とか私立学校とかには行かないで、自治体のほうに出してしまう可能性がある。それを是正する方法というのはいろいろあるのですが、1つの打ち消す方法としては北山委員おっしゃったような寄附については、ふるさと納税並みに控除を手厚くするという方法はあると思います。

○鎌田主査 小林委員、どうぞ。

○小林委員 2つコメントと2つ簡単な質問をしたいのですが、まずコメントのほうですが、今日のお二人の先生方の御発表は教育による所得再分配がテーマになっていると思いますが、教育の場合には直接教育費負担を軽減することで所得再分配の本当の直接の効果が出て、将来にわたって所得が増えることによって、個人にとって所得再分配になるし、社会全体はそれが経済成長につながっていくという2つの効果があって、佐藤先生は特に後半の間接的な効果というのは私も申し上げましたし、この前の国研の社会経済効果もそうですけれども、これはなかなか測定が難しい。しかし、これはやらなければいけないというのが今日の御発表だったと思います。それが1点。

2点目、松田委員が言われた社会統合なのですが、これもいろいろな意味があるかと思えますけれども、教育によって犯罪とか非行などを減少させる効果があるということ。それから、これは直接的な証明は非常に難しいわけですが、貧困によって現在のようなテロが起きているということも盛んに言われているわけです。そういうようなことについて効果があるということ。教育がそういうことを是正していく効果があるということを示していくことが、教育による社会統合の1つの大きな意味だろうと思えます。

これが私のコメントなのですが、それで1つ質問は個別の話になりますが、授業料の減免について、土居先生は10ページで減免という言い方をされていて、これは直接減免されるということを提案されていて、佐藤先生は同じ10ページで控除ということで提案されているのです。これは今日の議論でまさしく控除か直接給付かという話だと思うのですが、一般に低所得層についてはもともと控除が薄いわけです。ですからそのあたりで言うところと直接給付のほうが望ましいのではないかと思うのですが、佐藤先生、そのあたりどのようにお考えですか。

○佐藤教授 恐らく14ページあたりだと思うのですが、ここで念頭に置いている控除の役割はむしろ経済政策として考えておりますので、どちらかといいますと社会人の再教育みたいな形です。ですから実際に所得を稼いでいる人でないと困るので、その人が要するに大学に行くときに、大学にかかる授業料をちゃんと自分の所得から控除できるようにしましょうという話なので。ただ、多分、言われている給付としての授業料の直接的な減免というのはどちらかというところと高校教育であるとか、あるいは大学という学部の方の大学教育であるとするのであれば、それはむしろ社会政策の中でやればよいことなので、まさに貧困の連鎖の解消という形になりますので、そこは住み分けたほうがいいかなと私は個人的には思っております、まさに御指摘のとおり、授業料の減免ということであれば税金を払っているかどうかではなくて、はっきり言って親の所得の低い方をターゲットにすればいいわけですし、所得税からの控除、授業料の控除というのは自助の促進なのです。自助努力でなくて本人の判断として再チャレンジをしたいということで、一念発起して大学に行くとか、そういったところに係る経費というのはある種、教育自体がそれ自体と彼にとってみれば投資なので、そこはちゃんと経費として認めてあげましょうという住み分けだと思っていただければ。

○小林委員 ありがとうございます。非常にクリアになりました。

もう一つだけ、これは非常に実務的な質問なのですが、今日はもう大臣はいらっしゃらないのですが、今朝の予算委員会でも所得連動型を導入するという話は盛んにされていたのですが、所得連動型、オーストラリアもイギリスも源泉徴収なのです。スウェーデンは所得連動型を導入していたのですが、源泉徴収できないので手間がかかり過ぎたので廃止してしまったということもあるようです。ということになりますと、源泉徴収がキーなのです。そのとき私もオーストラリアでもイギリスでも実際にその設計した研究所とか政府の方に会って話を聞くと、源泉徴収をやるのがすごく困難だ。何が困難かということ、国税当局を説得するというのが非常に難しい。そのときにどうしたんですかとお聞きすると、最終的には政治家の力だとおっしゃった。ですからまさしく力技だということなので、大臣にそのことをお伝えしたかったのですが、ただ、税制の専門家といたしまして源泉徴収が可能かどうかということですね。私が聞いているところでは非常に難しそうだということも聞いていますので、そのあたり可能かどうか。

もう一つ、それに関連して今、議論しているのが例えば配偶者が非常に高所得層であっても、所得連動型ですと本人の収入が低ければ猶予になるか、返済額が低くなってしまうのです。ですから世帯で捉えるべきだという議論があるのですが、ところが今のマイナンバー法でもそれは難しいのではないかという議論があるのです。ですから、世帯所得というものを捉えられるかどうかということ、この2点を是非お伺いしたい。

○佐藤教授 まず2点目なのですが、政治は横に置いておいて技術的なこととしては、その人が過去にどれだけの奨学金をもらっていたかという情報がないといけないのです。それがちゃんとマイナンバーならマイナンバーで納税者情報としてちゃんと記録されるかどうかということ。実際に源泉徴収と言いますが、取るのは事業主なので、雇用者なので、雇用者の方がその情報を管理することになります。

若干プライバシーにもかかわる可能性がありますので、実はこっそり大学に行っていましたなんていうのは人に言えない話とかあるかもしれないので、ですからプライバシーとの関係もありますので、そここのところをむしろ取るなら、国税庁ではなくて事業主との関係で問題があるかもしれない。ただ、マイナンバーとか情報管理さえちゃんとできれば、プライバシーの問題がなければクリアできると思います。

世帯課税の話なのですが、これは税制調査会でも毎度同じものが出てくるのですけれども、日本の所得課税というのは個人単位でやるのが原理原則です。したがって、もしこういう所得連動型という所得税と連動させるということであれば、単位は個人にならざるを得ないかなと思いますし、昨今、家族の形態も様々ですので、世帯というのは意外と難しく何をもって家族と呼びますか、そこに愛があればいいのかとか、そういう話になってしまいますから、したがって、そこはそんなに言われるほど簡単ではない。生活を一にするというのも意外といい加減な概念で、ちょっとみんな考えなければいけないことが多いと思います。

○土居委員 大体同じ理論に基づいてしゃべっているのですが、佐藤先生がおっしゃっているのと私の考えは余り変わらないのですけれども、確かに技術的なところはそうです。ただ、源泉徴収ないしは年末調整ができる形で働いておられる方は、割と日本ではその仕組みがあるので、そこはマイナンバーがつくとなお容易になるのかなと思うのですが、フリーランスというか、ないしは年末調整がなされない形での勤務体系で働いている方は確定申告しか方法はない。ただ、確定申告でちゃんと国税を突き合わせてマイナンバーで奨学金を受けていた、その返済があることになったときの計算が比較的容易に確定申告のところで出せることになれば、結局は調整するのと同じような事務手続で返済を求めることはできて、極端に言えば確定申告するときの書類の1つの欄に奨学金返済額みたいなものが書かれることになれば、代理徴収を税務署がしているという話になります。そういう意味では、先ほども私は給付付税額控除は税務署が給付するのは嫌がるという話をしましたが、その御指摘、税務署がなかなかそれをやりたがらないというのはあるのですが、そこはいざやるとなればそれなりにシステムティックにできるものではないかと私は思っています。

○小林委員 ありがとうございます。大変参考になりました。

○鎌田主査 加戸委員、いかがですか。

○加戸委員 幾つか申し上げますけれども、佐藤先生、土居先生に全部お答えいただく必要はありませんから、興味のあるところだけ感想を頂戴できればと思います。

第1点は、土居先生のおっしゃった消費税。確かに北欧諸国の25%の国というのは社会保障と教育が消費税の主眼点ですから、教育は大切なのですが、ただ、今回10%までの目的というのは国会で議論されていますから、次の15%のときの話かなと思って理解しております。ただ、今のうちから言うておいて、次の15%のときは教育を忘れるなよということは強調する必要があるかなと思っております。

あと、税制の問題として佐藤先生、相続税に触れられておりますけれども、これも私の意見なのですが、大体何億円を超える財産を残される方は子孫のために、教育のために残すことをフィクションとしても相続税を特別相続税という形でとって、それを教育に回すというシステムをとったらどうかという私の意見ですけれども、もし御感想があれば聞かせていただければと思います。

あと、法人税で、これも私の独自の議論なのですが、企業が職員を採用するときに高等教育に国立も私学も金をつぎ込んでいるのですから、ある意味の応益課税的に新規採用特別税という形で負荷することの技術的な問題があると思いますが、考え方としてはどうなのだろうかということでもあります。

それから、これは税金ではないのですが、年金の話が出ておりましたから私は感じているのですが、知事時代から非常に矛盾を感じていましたのは、施設に入れてしまうと、あと必要経費、言うなれば介護保険等の自己負担を除いたら年金が丸々残って、そして遺族が亡くなった後に相続争いを起こすのです。ですから、あれを見ていると一定の年金は超過年金分については税金で取ることを考えて、要するに面倒を見られている方もお

金は必要ないのだからと思うのですけれども、何かそういう課税の方法等があるのかなど。それも未来の特に若い子供達のための金に切りかえることはどうだろうか。そんな考え方があります。

もう一点、御議論ありませんけれども、所得税の話ですが、私ども知事をやっていると所得税は地方にとっては住民税なのですが、この財源が義務教育の多くの経費は地方の負担なのです。考えてみると義務教育というのは国家的な必要性に応じて行われる事業ですから、私は義務教育に関しては地方税、住民税よりは本来は所得税、国が大部分を持つべきではないかという議論なのですが、そのあり方についての所得税と住民税の負担のあり方について、何かお考えがあれば。

以上でございます。

○鎌田主査 まず佐藤先生から。

○佐藤教授 順番が前後しますけれども、まず1つ、高等教育を受けた方が就職したときに、それに応益的に企業に課税すればという話なのですが、それをやってしまうと多分副作用としては雇用が増えないという問題があります。それは実は社会保険料も同様なのですが、雇用に係る税金というのは逆に雇用を阻害するという面がありますので、そこは留意が必要かと思えます。

私はあちこちで言っているのですけれども、確かに教育から企業だって受益をするわけです。優秀な人を雇えば、その分だけ企業の収益性は上がりますけれども、ただ、企業の仕事って何かと考えると、その企業の仕事は税金を納めることよりは雇用をつくることだし、新しい付加価値を生み出すことなのです。だからむしろ彼らにはそちらに特化してもらったほうが良いとすれば、むしろ余り雇用を阻害するような税制は避けたほうが良いだろうと思います。そうしないと、せっかく教育を受けても働く場所はありませんということになってしまいますので、ちゃんと働く場所を確保してもらおう。もちろん真面目に賃金を払うというのは企業のあるべき仕事であろう。そういう役割分担はしたほうがよろしいのではないかと思います。

それから、最後のお話なのですけれども、確かに教育って何だろうねという、実はこの議論があります。私は今日飛ばしましたが、公共政策として教育を捉えたときに2つの見方があるわけです。それは国家公共財として、つまり読み書き演算は最低限人間が身につけるべきものだし、道徳もそうですから、こういうものは地域にとどまらない、個人にもとどまらない、社会全体が享受する、社会全体が共有する利益だよねと考えると、国家公共財的な位置づけとして教育を見るというのもあります。

他方、いい子が育つということ自体は地域にとっていいこともあるだろう。それはコミュニティにとって子供がいい子が育つということ。その主たる受益者は誰だろう。子供はもちろんなのですけれども、御両親であり、その地域に住んでいる人達でありということを考えれば、その地域に根差した公共財、我々は地方公共財団法人と呼んでしましますが、地域に根差した公共財という顔があるのではないかという議論があるのです。

前者の見方をすれば、確かに財源は国全体で負うべきだし、後者の見方をすればコミュニティみんなでシェアするべき、地域の中でシェアしたほうがいいのではないですかという議論になってくると思います。これは学校教育というのはどういうふうに社会の中で位置づけるかということに深くかかわってくると思いますし、もう少しプラクティカルなことを言うと、確かにカリキュラムをつくったりするのは国なのですが、ただ、教育の現場は創意工夫が地域でできることもありますので、創意工夫を促すということであれば、国が財源をぎりぎりに縛ってしまうとやりたくても新しい財源がないとか、使い道がうるさいということになると、かえって地方の創意工夫を阻害しかねないので、であれば自由に使えるお金、つまり自主財源、つまり税金という形で地域に上げる。これは地方の教育の改善に資するという面もあるだろう。簡単に言ってしまうえば組み合わせの問題になってくると思うのです。

あと、相続税の話はおっしゃるとおりだと思います。本当は相続の話はもう少し真面目に考えなければいけなくて、我々、この国で、この社会の中で生きていて、最後果たして子供に美田を残すべきか、家の1軒ぐらいいいけれども、2軒目は要らないでしょうか、相続税については最終的に我々は社会主義の世界にいるわけではないので、もちろん所有権を否定するわけではないのですが、ただ、財産というのは基本的に1代限りと考えれば、相続税というのはもちろん根っこからやるというわけではないのですが、所得の高い方に関して、相続財産の大きい方に関してはちゃんと相続税、取るべきものは取る。それは説明の仕方としては死んだ後は社会に還元してくれ、あの世に持っていけるわけではないので、そういう形で説明していくことになるのかなと思いました。

○鎌田主査 土居委員、どうぞ。

○土居委員 私も順不同でお答えしたいと思いますけれども、まず、国と地方の財源の問題はまさにおっしゃるとおりで、私も国として責任を持つべきところは、きちんと国が国税を財源として出すべきだと思います。

ただ、今いろいろ奨励的な補助金とかもあるので、いかに国として果たすべき責任のところに支出をより集中特化して、かつ、その責任があるからには、当然お金の出し方もけちけちするのではなくて、3分の1しか出さないとかそういうものではなくて、全額ないしは半分出すぐらいの意気込みで国がきちんと出す。

そうなりますと、先ほど来申し上げた所得税制の見直しは、おっしゃるように住民税制の見直しと連動するものでもありまして、国税、地方税を通じた個人所得課税の大きさを特に教育にまつわる国費、地方費の分担にうまく連動する形で控除の大きさも見直していく形にすることで、国税でより多く控除の見直しを伴う収入が確保でき、かつ、それは国として出すことになる。ないしは地方として必要ならば、住民税で控除がそれだけ縮減されることを通じて、住民税での財源が出て、それが地方から給付される形というのは考えられます。

それから、まさに10%を超えた消費税は、いずれ議論をしなければならない時期が私は

来ると思っております。けれども、そのときに10%に上げるときに設けられた低所得者対策として、結局は延期されましたが、年金生活者支援給付金という仕組みがあって、より低所得の年金生活者の方に大体月に5,000円ぐらい給付することが盛り込まれました。確かに低所得者対策なのですからけれども、これは高齢低所得者の話であって、若い低所得者に対してそこまで大々的な仕組みが設けられてはいないと思います。そういう意味では、若い低所得者対策を消費税率引き上げに伴ってどう工夫するかということですね。

もちろん年金の場合は現金を給付するという行為を政府が行っているのだから、それに加算すればいいというだけで済むのですけれども、若い低所得者の方には特にまさに学校教育真っ盛りという子供を抱えている低所得者の方には、直接現金給付することはシステムティックにはやっていないので、その1つのかわりとして授業料の減免だとか別途の奨学給付金とか、そういう教育を通じた給付はかなり強力なルートとして考えられるのではないかと思います。

そういう意味では、もし2017年4月に消費税率が10%になるならば、そのときには年金生活者支援給付金があると思いますけれども、その仕組みの埋め込み方にならないながら、教育での給付を次なる税率アップのときに前もって制度を企画して、それを増税実際に合わせて低所得対策として提起していくのも1つの持っていく方かなと思います。

以上です。

○鎌田主査 残りの時間少なくなってまいりましたけれども、佐々木委員、御発言をお願いいたします。

○佐々木委員 私は会社を経営しておりますので、過去二十数年で、おかげ様で、法人税はかなり支払いました。もちろん所得税もかなり支払っていると思いますが、もっと寄附の仕組みを作ったり、寄附の文化を日本で作っていく必要があると思うのです。

いずれ私も死にますから、あの世にはお金を持っていきませんので、こういうところに寄付したいなとか、お金を出したいなとかいうところに出す自分であつたらうれしいなと思っています。教育に関わっているのだから、例えば子供達に対してですとか。

日本人はみんな、震災のときでもそうですけれども、すごく人に対して思いやりや優しさがあって、自分はいいいから他の自分より困っている人にどうぞってシェアする気持ちがあるので、別にボランティアという外国の言葉を使って何かをしようとしなくても、もともと、お互いを気遣いし合える、すばらしい感性や絆を持っているのではないのでしょうか。

寄附するというのは、美德であって人に褒められるためにする訳ではないですけども、同じお金を支払うにしても、税金はやはり義務であって、税金としてお金を支払ってもほとんど褒められないですよ。でも実はやっぱりちょっとは褒めてほしいなと思ったりすることはあつたりするのです。

今ご高齢の方に公的な多くのお金が行っていること自体はやむを得ないし、必要なことだと思いますが、でも同時に一方で、子供達の将来のために、よりよい学びの機会を提供していくためにお金が必要であるという事実もありますよね。

このことをきちんとお伝えすれば、生活に余裕のあるご高齢の方であれば、是非私の分を使ってくださいと言われる方も結構多くいらっしゃるのではないかと思います。そして、そういうことに対して例えば総理大臣や、文科大臣や、知事のような方から、ご協力、ご貢献いただいた方に対して表彰する機会を設けたり、その恩恵を受けた子供達から、どうもありがとうございましたと御礼を言うような機会を創ったりしたら、みんな幸せですよ。

まさに三方よしというか、出した方も受け取った方も、世間や社会にとってもよい、という関係で、何か嬉しいじゃないですか。

自分の捉え方しだいですけど、税金で取られたとってしまうのは何か余りパワーが出ませんよね。もっと出したいという時にさせてもらう機会や仕組みがある方が、よりパワーが出ますし、出す方もうれしいと思うのです。ちょっと個人的な感想みたいになってしまいましたけれども、以上です。

○鎌田主査 ありがとうございます。

寄附金に関しては所得控除、税額控除については文科省の御尽力で随分条件が整備されてきていると思います。実績がなぜ上がらないのかというのはなかなか難しいところで、ハーバードが年間千数百億で、日本で年間100億以上の寄附を集めているのは東大と京大と慶応だけだと思いますけれども、大学等に対する寄附等は私立大学の一員としては是非促進していただきたいと思います。寄附金についての税額控除とか所得控除の制度が広く知られていないような感じもありますので、大学も知識の普及には努めていますけれども、文科省も是非ともお願いします。

○土居委員 先ほども申し上げましたけれども、現状はふるさと納税のほうが手厚くなっているのが、若干バイアスがあるのではないかという印象があります。

○鎌田主査 ついでに私立大学の立場で申し上げますと、教育によって国、地方公共団体あるいは企業に一定の恩恵があるから公的な支援を、という形で説明がされているのだと思いますけれども、その辺の公的な便益は国立大学の卒業生も私立大学の卒業生も余り違わないのだろうと思うのですが、国立私立間格差が非常に公財政支出では非常に大きい。授業料の減免も、実績ベースで、国立大学生ですと25%が授業料の免除対象ですけれども、私立大学は2%しかないという、その辺のところも私大側としては見直しをしていただければと感じております。よろしくお願いします。余計なことを言いましたが、時間がまいりましたので、本日の討議はここまでとさせていただきます。

次回は3月の開催を予定しております。次回も委員の方からの意見発表などを行いたいと思います。日程等はまた今後の調整ということでよろしいですね。

本日はここで閉会とさせていただきます。皆さんどうもありがとうございました。